

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例【概要】

1 目的

太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、自然環境及び生活環境の保全に寄与することを目的とし、条例を制定しました。

2 施行日

令和7年(2025年)4月1日

※施行日において、太陽光発電設備を設置済み又は施行日前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合についても、各種届出、標識の設置、維持管理等の規定が適用されます。

3 対象となる事業

発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備を用いて電気を得る事業

※建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除きます。

4 主な手続等

(1) 事前協議

事業者は、事業計画の届出を行おうとするときは、当該計画について市と協議を行う必要があります。

(2) 周辺関係者への説明

事業者は、市との協議を行った後、事業計画を提出するまでの間に、周辺関係者に対し説明会を開催する必要があります。

(3) 事業計画の届出

事業者は、周辺関係者への説明会開催後、太陽光発電設備の設置に関する工事に着手しようとする日の30日前までに市へ事業計画を届け出る必要があります。

(4) 標識の設置

事業者は、設置工事に着手したときは、速やかに事業に関する情報の掲示に係る標識を設置する必要があります。

(5) 事業開始の届出

事業者は、太陽光発電設備の設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始したときは、速やかに市へ届け出る必要があります。

(6) 変更の届出

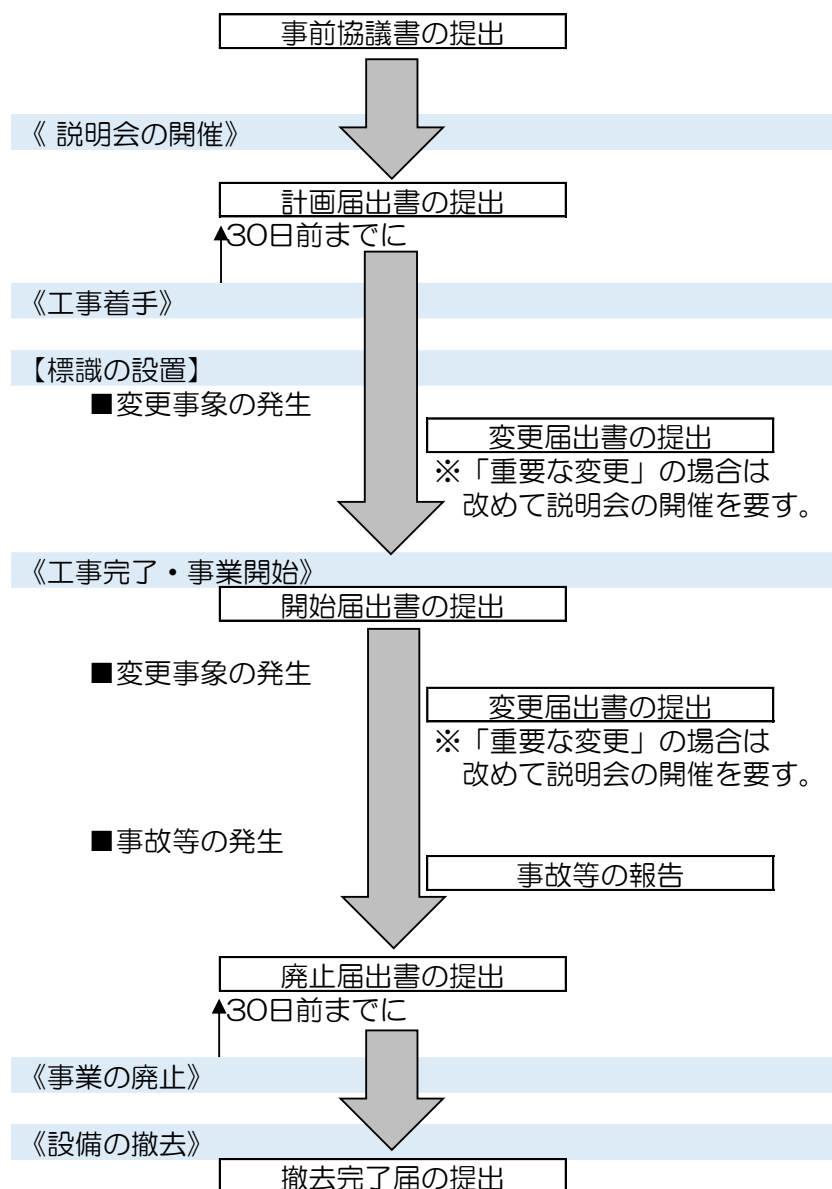
事業者は、事業計画など市へ届け出た内容を変更しようとするときは、その内容を市へ届け出る必要があります。

なお、事業譲渡などによる事業者の変更などを行う場合には、周辺関係者への説明会をあらかじめ開催する必要があります。

(7) 廃止の届出

事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとする日の30日前までに市へ届け出る必要があります。

■主な手続の流れ



5 助言、指導、勧告等

市は、必要に応じて事業者へ報告又は資料の提出を求めるほか、条例の施行に関し必要があると認めるときは立入調査、助言、指導及び勧告を行います。

また、事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合には、当該事実を公表します。

